

# 令和3年度 第1回学校運営協議会及び第1回コンプライアンス委員会 報告

日時：令和3年4月21日（水）10:00～12:00

## 構成メンバー

委員：静岡市都市局都市計画部緑地政策課 課長  
静岡市障害者協会 常務理事  
常葉大学教育学部初等教育課程 講師  
弁護士  
PTA会長

本校：校長、副校長、教頭、事務長  
部主事（小・中・高）  
教務課長

## 内 容

### 1 開会

#### (1) 校長挨拶

- ・本会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機の設置、窓とドアの開放、ペットボトルのお茶と紙コップの用意などを行っている。
- ・昨年度までの学校評議委員会から変わり、今年度より学校運営協議会を開催する。
- ・教育委員会からの任命書を机の上に置かせていただいた。

#### (2) 自己紹介

### 2 校内案内（教室、職員室）

### 3 協議に先立って

#### (1) 学校運営協議会について（学校より）

- ・資料2ページから5ページ：学校運営協議会の設置等に関する規則（静岡県教育委員会規則第1号）、6ページから8ページ：学校運営協議会の設置等に関する要綱、9ページ：学校運営協議会の概要、10ページ：学校運営協議会の定義と仕組み、11ページ：学校運営協議会のイメージ図、12ページは学校運営協議会のメリット。
- ・資料13ページ：本校の学校運営協議会のイメージ図。コーディネーターを中核として、御協力いただきたい。

#### (2) 会長、副会長の承認

- ・コーディネーターは、学校運営協議会における会長。今年度の会長を野村様、副会長を上川様をお願いしたい。→拍手をもって承認。

### 4 協議

#### (1) 学校経営計画について

##### ア 説明（学校より）

- ・今年度の本校の学校教育目標を「夢中と笑顔で共生社会を生きるひと」とした。開校から大事にしている合言葉は「みんなと仲よく 明るく元気に せいっぱいがんばるひと」である。目標具現化の柱は三つある。一つ目は「主体的に学び、社会参加・自立に必要な力をつけることができる学校【専門性】」、二つ目は「安全・安心な生活ができる学校【安全・安心】」、三つ目は「家庭や地域、関係機関と共に歩む学校【連携】」である。

イ 御意見や御質問（・）とそれに対する回答（→）

- ・児童生徒の住まいの地域との連携をどう考えていくか。特に「インクルーシブ防災」について。地域の防災に関しては、保護者も地域の方もどう対応して良いか分からないという現状がある。  
→平成17年に「交流及び共同学習」が示された。主旨は、有事の際、「この子誰？」とならないようにというもの。平成30年には、静岡県で「交流籍を活用した交流及び共同学習」が示された。静岡市と本校で児童生徒の名簿のやりとりをし、進めていく計画であったが、これからというときにコロナ禍になり、今は上手くいっていない。
- ・本校の施設について。狭隘化にどう対応するか。  
→静岡市に土地がないのが現状である。静岡視覚特別支援学校の敷地内に知的をという話だが、具体的な案が出ているわけではない。本校の施設の改善も必要であり、県に要望している。
- ・時間外労働について。それぞれの職員がその日の退勤時間を設定して職員室の机やホワイトボードに掲げるなどの取組を行っているが、目標の達成度はどうか。  
→働き方改革として、職員が自分で判断して、自分で進めるという自己管理を行っている。スタートしたばかりで、まだ確認途中という段階である。
- ・子どもの力を伸ばすために、時間をかけてでも教材研究を頑張りたいというようなこともあるだろう。時間に縛られるだけでなく、質の保証も考えなくてはならないのではないか。  
→会議の精選、児童生徒の下校時刻の設定、業務の削減などに取り組みつつ、自己管理と質の向上の辻褄を合わせながらつくっている最中である。

ウ 学校経営計画の承認

- ・承認するか否かの議決→参加の方は全員承認。

5 第1回コンプライアンス委員会

(1) 今年度の取組について

ア 説明（学校より）

- ・不祥事根絶取組計画について。「体罰」「セクハラ・わいせつ」「交通事故・飲酒運転」など月ごとにテーマを設定し、重点的に取り組む。
- ・教職員心得について。「受け取り側の気持ちや理解範囲を考えて、言葉と手段を選び、かつ迅速に。」や「夜間、雨降り、急カーブ等、環境条件に応じた運転をしよう。」など、分かりやすい言葉で示し、朝の打ち合わせで唱和するなどして、意識高揚を図っている。
- ・時間外勤務について。月45時間以内。法令を遵守する。
- ・交通安全について。採用2年目の教員が引っ張り役となり、放送や無事故件数の掲示などを通して啓発している。

イ 御意見や御質問（・）とそれに対する回答（→）

- ・障害者差別解消法を受け、環境面での配慮をどうしていくか。障害者虐待防止法は、学校は範囲ではないが、虐待防止のための研修が必要ではないか。
- ・パワハラ系の不祥事では、本人にパワハラをしたという感覚がないことが多い。体罰についても同じで、「自分がしたことが体罰である」と自覚するためにはどうしたら良いか。教育の現場での体罰には、他の教員や保護者からのプレッシャーもあるのではないかと。事例を挙げながら、関わり方、チーム作りなど、別のアプローチも必要で

はないか。

- ・具体的な事例を挙げないと、「自分が」の意識につながらない。した側は「相手が悪い」と言うが、それは正当化されない。あくまで暴行、傷害であり、犯罪である。

## 6 閉会

### (1) 連絡（学校より）

- ・学校運営協議会は、学校とは独立した組織である。皆様の連絡先を野村会長に伝えて良いか。→全員承諾。
- ・皆様の業務に支障をきたさないようにとは思っているが、学校から密に連絡や相談をさせていただきたい。→全員承諾。
- ・次回以降の学校運営協議会は、6月23日、11月4日、2月18日を予定している。2回目と3回目は、中央特別支援学校との合同開催を考えている。開催のしかたは中央特支の副校長と相談中。2回目はお互いの施設を見て、3回目は2回目をふまえて協議するなどを考えている。

### (2) 校長挨拶

- ・御出席、御協議いただいたことへの御礼。
- ・私たちは「学校の応援団が来てくれた。」という意識でいる。本校のことを知っていただき、盛り上げていただきたい。